

議 長 日程第2「議案第59号平成30年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第59号平成30年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）。平成30年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ527万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,040万3,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 それでは説明させていただきます。平成29年度の国民健康保険診療所事業の実績確定による本会計の一般財源となります繰越金の受け入れに係る歳入補正、並びに人事院勧告による職員給与費に係る歳入歳出補正が今回の補正の主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入でございます。款3繰入金、項1、目1とも一般会計繰入金は、職員の人件費補正によるもので、昨日、平成30年度一般会計補正予算（第5号）でお認めいただいた同額7万6,000円を増額するものでございます。

款5、項1、目1繰越金は、前年度の実質収支が1,289万7,797円となりましたので、当初予算との差額519万7,000円を増額補正させていただきます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費につきましては、再任用短時間勤務職員に係る人件費の補正となります。

款4、項1、目1とも予備費につきましては、前年度の繰越金補正額と職員給与費に係る一般財源補正額との差額を補正計上させていただいております。

なお、次のページに給与費明細書を掲載いたしておりますので、後ほど御高覧賜わりたくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

7 番 利 根 川 これより質問に入らせていただきます。診療所の職員、先生及び職員の方々の御努力によって、最近では毎年繰越金の多額なね、繰越金を出しております。繰越金が五百何万も出ちゃったから、予備費が1,100万円と。ほう、大変な金額でございます。かつてはですね、診療所の建てかえ、それからレントゲンとかですね、往診用の車、重要な機器を買うためにですね、診療所には特別基金を設けておりました。今あるかどうか知りませんが、診療所ももう建てて大分時間がたっておりますから、そのうち松田小学校だけじゃなくて、診療所も建てかえろよと町長に請願が来るかもしれませんので、そういうためにですね、基金があるかどうか知りませんが、そういう制度はお考えになっていませんか。

参事兼町民課長 御質問いただきありがとうございます。決算のときに基金の状況のほうをお話しさせていただいたかと思うんですが、国民健康保険事業のほうと診療所の基金のほうを一緒の基金にしておりまして、国保会計からのほうの積み増しができましたので、診療所のほうの部分のところでは実質のところ8,800万余りが基金として積み上げている状態でございます。今年度繰越金がちょっと多く…今年度は繰越金が多くなっておりますので、できましたらそのところ積み増しをしておいて、備品の機器交換であるとか、修繕のほうも今年度、屋根の水漏れ修繕等させていただいておりますが、そちらのほうの修繕対応の部分のところには活用させていただきたいというふうに考えているところでございます。また、施設のほうも寄総合センターといたしまして、平成元年からあの建物を使っておりますので、ここでもう30年余りたちます。そういった意味合いでは、施設の更新のところのほうも順次考えていく必要性はあるかと思いますが、こちらのほうはまた理事者と御相談申し上げながら進めてまいりたいと思います。その節はよろしくお願い申し上げます。

7 番 利 根 川 そうですね、国保会計と診療所会計を合わせた基金にしちゃったんですね。

今思うと、あれ非常にまずかったですね。まずかったです。なぜかという
ですね、兄貴が弟の貯金を食っちゃったんですよ。兄貴というのは国保会計、
弟は診療所です。診療所だけの基金があったんですよ。一生懸命診療所で
5,000万ぐらいまでいったんですね。そうしたら、あるとき、国保会計がだん
だん保険料の値上げだとか何とかの問題があつて、一緒にしてですね、1,000
万だか国保会計に繰り入れていたなんてことがありましてですね、まさに弟
が稼いだ分を兄貴が食っちゃったと。そのときの論議では、さんざ診療所が
赤字のときには一般会計で附置をしていたんだから、それは今当然だと言
いますけれども、あの時代、診療所が赤字だった時代はですね、半径4キロ以
内に診療所がない、診療機関がないというところですね、当時の厚生省か
ら僻地診療所の指定を受けて、赤字の部分の2分の1は国の交付金をいただ
いていたんですよ。残りの2分の1は町で何とかしなさいと、そういう指定
を受けているのは神奈川県で津久井と寄の診療所2カ所だけだったんですね。
そういう形で確かに一般会計から附置していただいていたんですけども、
その当時の一般会計からもらう金というのは本当のわずかな問題だったん
ですけども、何千万も途中で国保会計に持っていかれちゃって、こんなん
でいいのかなと思っていましたけれども、どうなんですか、その辺は。きち
っと分けておいたほうがいいんじゃないですかね。また国保の値上げのとき
に問題になってきますよ。じゃあその基金会計から入れてですね、国保税を
もう少し抑えることができないかと、そういう問題が出てくる。私は国保は
ね、診療所はね、病院さんと同じように、企業会計だと思うんですよ。水
道会計と同じようにね。一生懸命働いて、診療所の先生方が一生懸命働
いて残してきた金ですから。だから、これだけ儲かるんですよ。ちょ
っと働けば。1年間500万、600万もうかるんですよ。それで、今のやり
方というのは、診療所専任の先生じゃないんですよ。非常勤ですよ。非
常勤で回して、事務から何から全部非常勤ですよ。こんなやり方してい
るところはほかにありません。だから、津久井のほうの診療所は先生も
看護婦さんも事務員も全部専任の職員だから、人件費で相当食われちゃ
うんですね。だから、松田の診療所の場合、転がし方がうまいかどう
か知りませんが、人件費で食われて

いる部分がないので、相当な繰越金が出ますのでね、その辺、どうですか、お考えは。太田参事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

参事兼町民課長 御意見ありがとうございます。基金を合体した当時のことはちょっと過去の話なので、置いておかせていただいて。もし、分けるのであれば分けられる、分けることも今できるぐらいの金額には積み上がっている状態です。国保の広域化がなった段階での財政調整基金の持ち方とかということにつきましても、県からのお話があったところではございますが、その財政運営のあり方の部分のところ、国保事業会計が単独でいくのか。あと診療所のほうの部分のところの会計も単独でいくのかといったときに、今、利根川議員がおっしゃられたように、先生は嘱託員で週4日、特別職的な扱いになっております。あと週1日は上病院の先生方が輪番制で来ていただいているというところでございます、昔、週4日運営だったところを今、週5日運営となっております。本当に患者さんたちがお見えになるのは、どちらかという山田先生の日が多い状態ではございますが、上病院のほうにつながりたい患者さんというのは確実に上病院の先生の日にお見えになる状態です。だから、いろんなかかり方の部分のところを選べる状態に今ある状況の運営状況になっておりますので、診療所のほうも山田先生の御高齢化というところの問題も抱えておりますので、今後、どういう形の部分で変化していくかというのは、いいほうに改善していかなければならないというところは、これから課題として持っているところではございますが。今、基金のほうを分けるということに関しましては、ちょっと県のほうとも相談させていただきながら考えてまいりたいと思います。以上でございます。ありがとうございました。

議 長 3番 井上君。いいですか。ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第59号平成30年度松田町国民健康保険診療所事業

特別会計補正予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。